

景観づくりの基本方針

前文

- 第1 景観づくりに関する目標
- 第2 景観づくりに関する基本的方向
- 第3 景観づくりに関する施策の基本となる事項
- 第4 景観づくりを推進するための体制の整備に関する事項
- 第5 その他景観づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

私たちのふるさと富山は、山、川、平野、海が一望できるまとまりのある地形の中に、雪を戴く雄大な立山連峰、緑豊かな砺波平野等の散居村、世界遺産に登録された五箇山の合掌造り集落などの我が国を代表する景観のほか、大きく広がる田園、河川や水路、海や渚、あるいは歴史や文化に彩られた伝統的な町並みなど、多様で個性ある景観に恵まれている。

先人達は、このような美しい環境の下で暮らしを営み、伝統を受け継ぎ、さらには、新しい文化や新しいまちを興しながら、地域性あふれる優れた景観を形成し伝えてきた。

こうした優れた景観は、心の豊かさを育み、地域の魅力と活力を生み出し、郷土への誇りと愛着を育てる県民共有の貴重な財産である。快適な生活環境に対する県民の関心が益々高まり、うるおいある環境など生活空間の質的な向上が求められている中で、優れた景観の価値を認め、積極的に生かすことが私たちの課題である。また、県土を一層美しく風格のあるものとして、よりよい姿で次代に適切に引き継いでいくことが、現代を生きる私たち一人ひとりの責務となっている。

そして、景観づくりは、県民一人ひとりがかけがえのない美しく優れた景観を大切にしたいという気持ちを等しく持ち、景観づくりに関わる県、市町村、県民、事業者が連携し、たゆみない努力を積み重ねることにより推進される。

以上のことから、行政と県民等が力を合わせて、地域の特性を生かした優れた景観を保全又は創造し、水と緑といのちが輝く美しい県土を形成するために、ここに、富山県景観条例の理念の下、景観づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本となる方針を定める。

第1 景観づくりに関する目標

地域らしさと富山らしさの双方を大事にしながら、全体として美しい県土となるよう優れた景観を守り、創り、その景観を楽しむとともに、次代に適切に引き継いでいく必要がある。このため、県土の景観づくりの目標を次のとおりとする。

1 美しく豊かな自然を基本とした景観づくり

富山の心象を形成し、景観の基本をなしているものは、立山連峰等の山岳景観、富山湾の眺望、広がりある扇状地の風景など、豊かな自然とその大きな造形である。この美しく多様な自然をかけがえのないものとして大切に守り、景観づくりの基盤とする。

2 歴史、文化等の地域の個性を生かした景観づくり

地域の人々によって守り、育てられてきた歴史的な町並み、集落、神社仏閣、遺跡、伝統行事等は、地域の個性となり、地域の誇りともなっている。また、近代的、現代的な施設の建造や新しい都市空間の形成が行われるなど、多様な景観が創られてきた。これらの歴史的な資源や文化等を引き継ぎ、創意と工夫により景観づくりに生かすことにより、個性豊かな地域の景観づくりを進めるとともに、県全体として多様で豊かな景観を確保する。

3 水と緑で彩られた、魅力あふれる景観づくり

水と緑は、生活環境にうるおいや安らぎを与える大きな要素である。水と緑を活用し、現代的

で洗練された環境、人の活動が生み出す活気や賑わいなども生かしながら、魅力ある都市空間の形成を進めるとともに、散居村等の伸びやかな田園景観の適切な保全を図るなど、水と緑に彩られた、いのち輝くまちの景観を創る。

第2 景観づくりに関する基本的方向

景観づくりに関する目標を達成するためには、その基本的方向として、景観づくりに関わる者がそれぞれの責務を自覚し適切な役割を担うとともに、総合的、計画的かつ継続的に取り組むことが必要である。

1 役割分担と連携・協力

景観づくりには、県民、事業者、行政など多くの者が様々な形で関わっている。これらの者が皆、景観が貴重な共有財産であるとの意識を持ち、その景観を美しく保つ責任とそのために果たすべき責務とを十分に認識し、それぞれ適切な役割を担うとともに相互に連携・協力することにより、景観づくりを効果的に推進する。

(1) 県民の責務

景観の受益者であるとともに、身近な景観づくり及び相互に協力して地域における景観づくりの担い手となる県民は、景観づくりの主役であり、その自覚と行動が景観づくりの成功の鍵を握っている。県民は、自らのふるさとを魅力あるものにしようという意欲と情熱を持ち、家庭や地域等における緑化、美化その他の身近な又は地域における景観づくりの主役となって主体的に関わり、積極的に参加するよう努める。また、景観づくりの次世代への継承を図るため、将来の取組を担う子供たちの景観づくりの心を育てるよう努める。

(2) 事業者の責務

地域社会の一員であると同時に、建築や開発といった事業活動が地域の景観に大きな影響を及ぼすことがある事業者は、事業活動を行う場所及びその周辺の景観づくりに努めるとともに、事業活動を通じて地域における景観づくりに寄与するよう努める。また、県及び市町村が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努める。

(3) 行政の責務

行政は、公共事業の実施等において率先して景観づくりに配慮するとともに、県民や事業者の景観づくり活動を積極的に支援し、振興する。特に、市町村は、住民に最も身近な基礎的な行政主体であり、地域の景観特性や実情を把握し易いことから、その地域の特性に応じた景観づくりの施策を推進するよう努める。また、県は、より広域的な観点から、各地域における主体的な取組、創意工夫を尊重しつつ、景観づくりに対する意識を高めるための情報提供、普及・啓発、市町村や県民による景観づくりの取組に対する支援等を通じ、先導的な役割を果たすよう努める。

さらに、県が定める景観づくりに関する方針等は、市町村の景観づくりの方針等との整合性に留意するとともに、景観づくり施策についても、県と市町村、国との連携に努める。

2 総合的で計画的な取組

景観は多くの要素により構成され、景観づくりの手法も多岐にわたる。また、効果的な景観づくりのためには、都市計画や農村計画、自然保護など景観づくりに関連する他の取組と有機的な連携を図ることが必要である。これらの観点から、ソフト、ハード両面の施策を展開するとともに、関連の取組との連携を強化するなど、景観づくりの取組を総合的かつ計画的に推進する。

3 担い手の育成

景観づくりは、守る、育てる、創るといったどの取組においても、県民一人ひとりの景観づくりの心とそれに基づく行動が基本である。また、景観づくりは一朝一夕には達成されず、息の長

い取組を必要とする。そのため、県民や事業者の景観づくりについての意識を高めるとともに、地域のリーダーや専門家、ボランティア、まちづくり団体など、景観づくりを担う人づくり、団体づくりを進める。

第3 景観づくりに関する施策の基本となる事項

景観づくりに関する目標や基本的方向を実現するため、県民が主役の景観づくりを基本とし、水と緑など本県の特徴を生かした景観づくり、県内全域にわたる景観づくりを進める観点から、次の施策を体系的に推進する。

1 県民等の活動による景観づくり

(1) 県民等の参加の促進

県民や事業者の景観づくりへの意識や関心を高め、ボランティア活動などの自主的な取組を促進するため、市町村や関係機関と連携しながら、景観づくりに関するシンポジウムの開催、学校や社会教育における学習機会の提供、優良事例等の顕彰、景観アドバイザーの派遣など、普及・啓発、支援等のための施策を講ずる。また、景観づくり施策について県民や事業者、まちづくり団体等の意見が反映されるよう努める。

(2) 景観づくり住民協定

地域に根ざした自主的な景観づくりを目的として、集落や沿道単位の住民協定の締結を促進するため、市町村と連携しながら、技術的な指導、助言の実施や景観アドバイザーの派遣等の支援に努める。

(3) 特定事業者景観づくり協定

地域の景観に大きな影響を与える、大規模な店舗や工場などで事業を営む者や県内各地で営業を行う事業者と、市町村と連携しながら、建物や緑化等の景観づくりに関する事項の協定締結に努める。

2 水と緑とふるさとの景観づくり

(1) 水辺の景観づくり

美しい水辺の景観は、人々にうるおいや安らぎを与え、大小数多くの河川や大きく広がる湾などに恵まれた本県において、景観づくりを進めるうえで欠くことのできない重要な要素である。地域の特性に応じて、次の事項に留意しながら、水辺の景観づくりを進める。

ア 水辺の眺望に対する配慮

水辺からの周囲の眺望の保全や水際線の連続性の確保など、水辺の持つ広がりのある開放的な眺望を生かすよう配慮する。

イ 地域の水辺の活用

生活や産業活動の場として親しまれてきた水辺を景観づくりに生かすとともに、利用のための親水性の向上などに配慮する。

ウ 水辺の生態系への配慮

水辺の景観の基盤となっている水辺の生態系の保全や再生のほか、水量の確保や水質の保全に配慮する。

(2) 花と緑による景観づくり

美しい花と緑で彩られた景観は、人々にうるおいや安らぎを与え、景観づくりを進めるうえで欠くことのできない重要な要素である。地域の特性に応じて、次の事項に留意しながら、花と緑による景観づくりを進める。

ア 緑の保全と充実

山々や田園の緑を守り、育てるとともに、公共空間や住宅、事業所などの身近な花と緑を充実させるよう配慮する。

イ 地域の緑の活用

社寺林や屋敷林など、人々の生活の中で培われてきた地域の緑を景観づくりに生かすとともに、地域の環境に合った緑の育成に配慮する。

ウ 緑と水の組み合わせ

水辺の自然植生の保全や都市の緑にせせらぎを配するなど、緑と水を組み合わせることにより、魅力的な景観の創出に配慮する。

(3) ふるさとの記念物の指定

ア 地域の住民に親しまれ、地域の風土と一体となって優れた景観を形成している建造物、遺跡、樹林等は、地域の歴史や文化を物語るものであり、景観づくりにおける貴重な財産である。こうした建造物等で、所有者や関係市町村が積極的に保存し景観づくりに生かそうとしているなど、指定することによりその保全が図られ景観づくりの推進が期待できるものを、ふるさとの記念物に指定する。

イ 市町村と連携しながら、ふるさとの記念物を保存するための修理等を支援する。

3 公共事業及び大規模行為の景観づくり

(1) 公共事業の景観づくり

道路、橋梁、河川等の公共土木施設や学校、庁舎等の公共建築物は、その規模が大きく、多くの県民の目にも触れることから、地域の景観に大きな影響を与えるため、公共事業の実施にあたっては、次の事項に留意する。

ア 地域特性への配慮

地域の人々に親しまれてきた自然、歴史、文化等の景観上の特性に配慮して、地域の人々に親しまれ、誇りとされる景観を創出するよう工夫する。

イ 先導的役割の遂行

事業の機能性や安全性を確保のうえ、経済性も考慮しつつ、地域の景観特性や事業の景観に対する影響を適切に把握して、周辺景観との調和など、地域の景観づくりに率先して配慮する。

ウ 住民の参加機会の確保

地域の景観に大きな影響を及ぼし、あるいは地域のシンボルとなるような事業については、計画策定等に際し、住民の意見が適切に反映されるよう配慮する。

エ 景観づくり施策等との整合

景観づくりに関連する各種法令のほか、市町村の条例、計画等に基づく施策や地域住民による景観づくり活動と整合を図るよう配慮する。

オ 公共事業相互における連携

地域における景観づくりを一体的に推進するよう、公共事業に係る景観づくりに関して、同一地域で行われる国、市町村等の公共事業と十分に連携を図る。

(2) 大規模行為の景観づくり

大規模な建築物等の建設や開発行為、屋外における物品の集積等は、地域の景観に大きな影響を与えることから、次の事項に留意して、大規模行為を行う者に対して景観づくりへの配慮を促す。

ア 地域特性への配慮

地域の人々に親しまれてきた自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握して、景観づくりに適切に反映させる。

イ 多様な発想の尊重

周辺景観との調和に配慮するとともに、様々な工夫や多様な発想を尊重して、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。

ウ 景観づくり施策等との整合

景観づくりに関連する各種法令のほか、市町村の条例、計画等に基づく施策や地域住民による景観づくり活動との整合を図る。

エ 届出の適切な運用

大規模行為の届出に対する指導、助言等は、地域の特性を十分考慮のうえ、景観への阻害防止を旨として行う。

オ 啓発等の実施

計画等の初期段階から景観づくりに十分配慮されるよう、また、大規模行為の届出が円滑に行われるよう、事前協議の実施や関係団体等と連携した啓発などに努める。

4 重点地域の指定等による景観づくり

(1) 重点地域の指定による景観づくり

特に優れた景観を有する地域や新たに優れた景観を創造していく地域について、次の事項に留意しつつ、重点地域への指定等を行い、重点地域において行われる建築物等の建設や開発行為等の特定行為を行う者に対して景観づくりへの配慮を促すとともに、必要な支援等を行う。

ア 重点地域の指定

重点地域は、共通の特に優れた景観特性を有するまとまりのある地域等で、景観づくりに関する地域住民や関係市町村の合意が形成され、積極的な取組が期待できる地域を指定する。

イ 重点地域基本計画等の策定

重点地域基本計画や特定行為の景観づくり基準の策定にあたっては、地域の景観特性に配慮するとともに、地域住民や関係市町村の意見を十分反映させる。

ウ 届出制度の適切な運用

特定行為の届出に対する指導、助言等は、地域の優れた景観が維持され、又は向上することを旨として行う。

エ 住民等への支援

住民や事業者等の自主的な景観づくりが促進されるよう、特定行為の景観づくり基準等に基づき行う修景事業に対し、市町村と協力して支援を行う。

オ 公共事業の先導的役割

公共事業を実施する者は、重点地域基本計画や特定行為の景観づくり基準に十分配慮するとともに、当該地域の景観づくりに先導的な役割を果たすよう努める。

カ 啓発等の実施

計画等の初期段階から景観づくりに十分配慮されるよう、また、特定行為の届出が円滑に行われるよう、事前協議の実施や関係団体等と連携した啓発などに努める。

(2) ふるさと眺望点の指定

ア ふるさと眺望点の指定

ふるさと眺望点は、県民や地域住民に親しまれ、一定の広がりのある優れた景観を眺望できる場所を指定する。

イ 利用のための措置

周辺整備や広報による県民等への周知により、ふるさと眺望点の利用や観光資源としての活用を促進するよう努める。

(3) 既存施設等への要請

ア 既存施設等の所有者や管理者への必要な措置の要請は、当該既存施設等が地域の景観を著しく阻害し、放置することが地域の景観づくりを進めるうえで大きな支障となると認める場合に行う。

イ 要請にあたっては、市町村と協力して、既存施設等の所有者等の理解を十分求めるととも

に、修景に対する支援を行う。

第4 景観づくりを推進するための体制の整備に関する事項

1 県の体制の整備

- (1) 景観づくりの推進に関し必要な事項について調査審議するため、学識経験者、県民等からなる富山県景観審議会を設置する。
- (2) 景観づくりの担当部署を置くとともに、条例の運用、施策の実施等に関する連絡調整を行い、総合的かつ計画的な施策を推進するために、関係部署で構成する推進会議を設置する。

2 市町村との連携・調整

県と市町村で構成する推進会議を設置し、相互の施策の連携・調整を図る。

3 行政職員の資質の向上

届出の審査、指導や景観施策の立案、実施などの景観づくりに携わる行政職員の資質の向上に努める。

第5 その他景観づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 市町村への支援等

地域づくりの主体である市町村において、当該地域の特性に応じた景観施策が展開されるよう、その取組に配慮しつつ、次のような支援等を行う。

- (1) 景観づくりの優れた事例や技術に関する情報の提供、景観アドバイザーの派遣等を行う。
- (2) 市町村の景観に関する計画の策定や市町村が行う景観づくり事業に対する支援を行う。

2 関連法令の効果的な運用や関連施策の積極的な推進

- (1) 都市計画法、建築基準法、自然公園法、文化財保護法、屋外広告物法等の法律やこれらに基づく条例など、景観に関連する法令等の運用に際し、富山県景観条例との緊密な連携を図り、効果的な景観づくりを行う。
- (2) 良好な広告景観の創出や美化活動など、景観づくりに関連する施策を積極的に進める。